



発行
東京都

目 次

告 示

○建築基準法による一団地の区域………

（都市整備局市街地建築部建築指導課）………

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）………

（環境局多摩環境事務所環境改善課）………

○河川保全区域の廃止及び追加指定………

（建設局河川部指導調整課）………

告 示

●東京都告示第千百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年十二月二日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区大森西六丁目五十番二、五十 令和七年十一月

一番一、同番二、五十八番、六十二番から六十九番まで、七十番一から同番三まで、七十一番一及び同番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁

第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千百五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二日

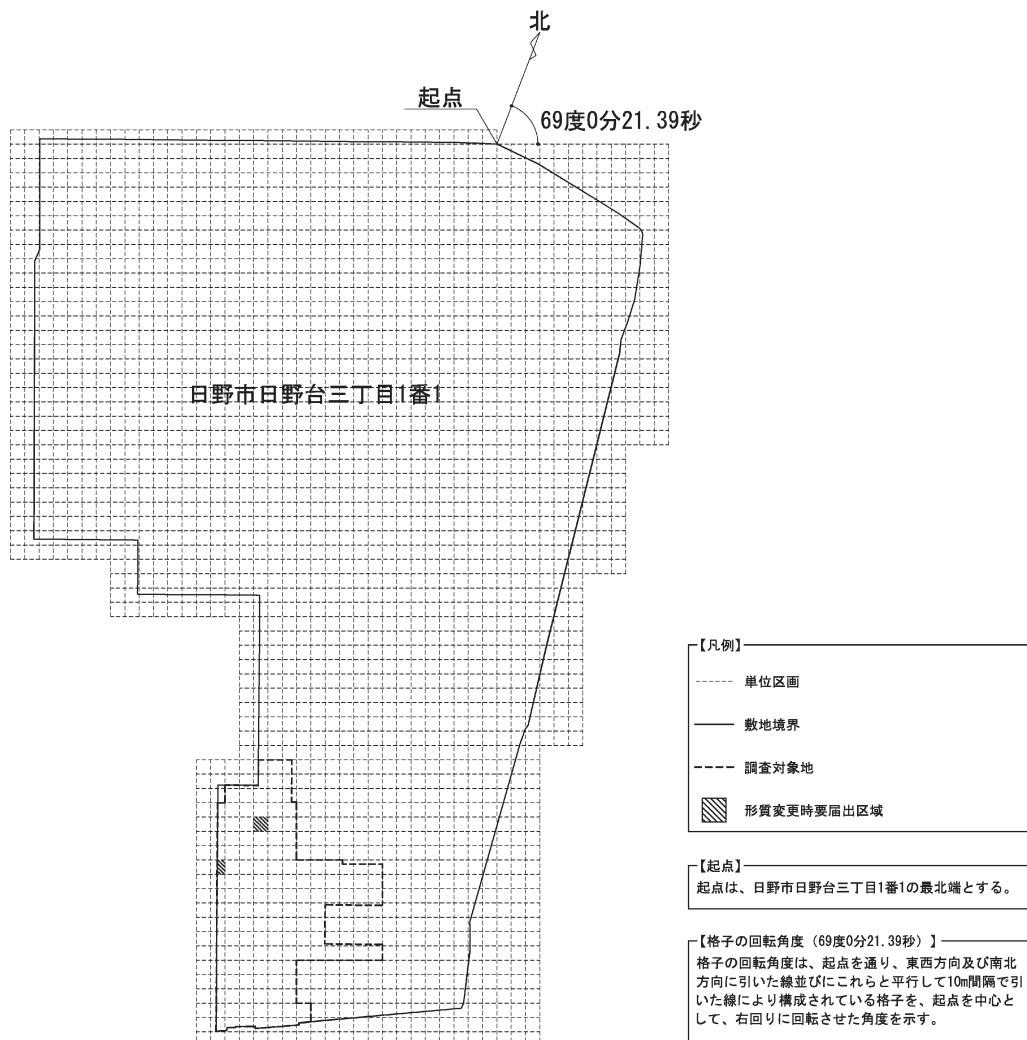
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



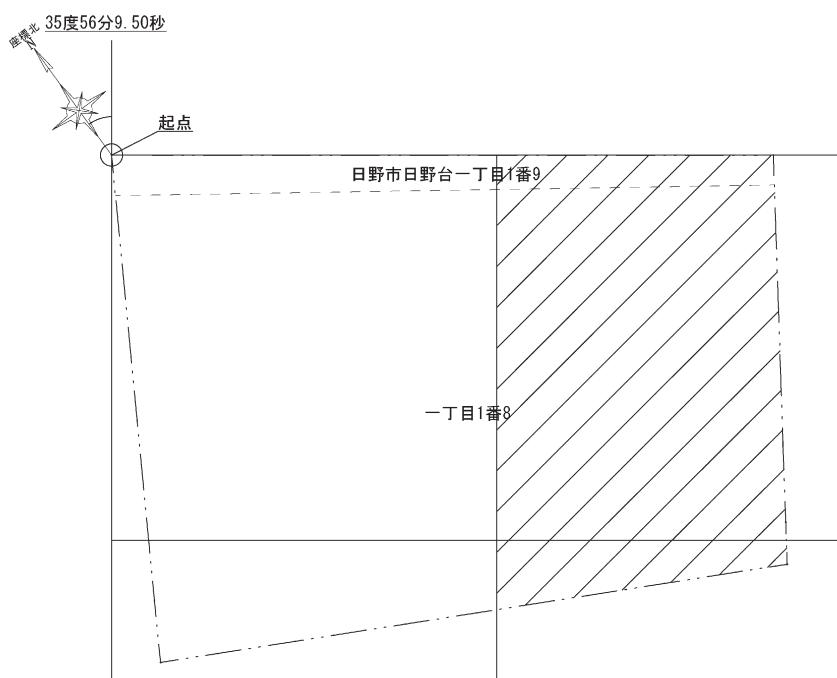
● 東京都告示第千百六号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおり、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台一丁目地内）
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふつ素及びその化合物

別図



【凡例】

- -	筆境界
----	敷地境界
——	単位区画
▨	形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、日野市日野台一丁目1番9の最北端とする。

【格子の回転角度（35度56分9.50秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第千百七号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき昭和四十五年東京都告示第七百号（河川保全区域の廃止及び指定）により指定した河川保全区域の一部の指定を次のように廃止し、同項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図書は、令和七年十二月二日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二日

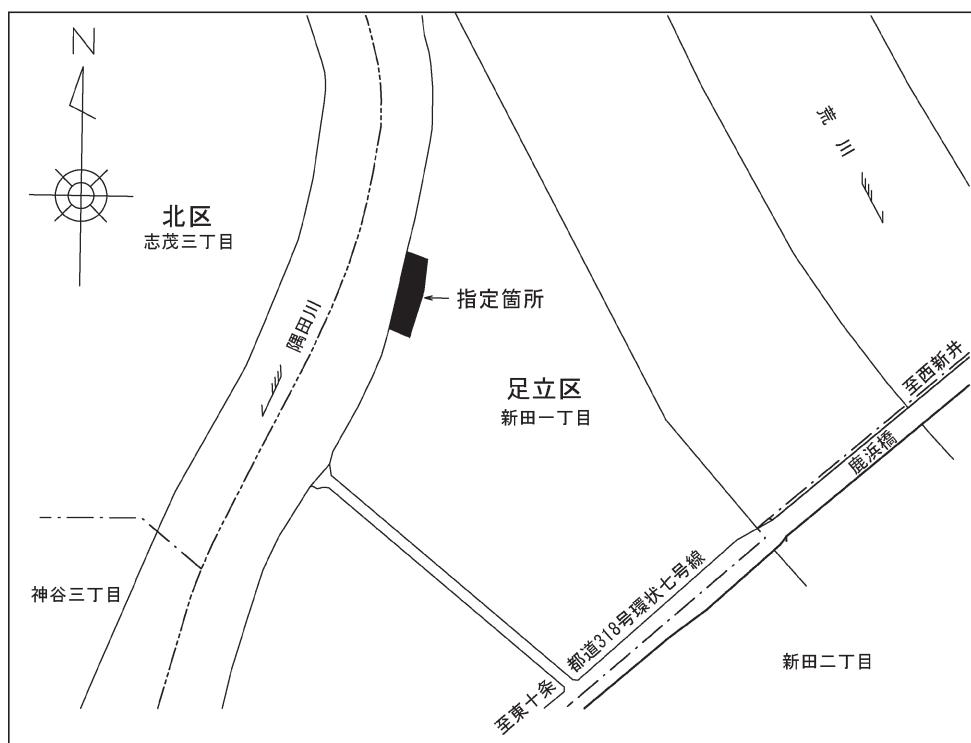
東京都知事 小池百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

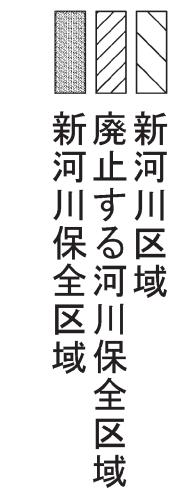
二 廃止及び指定をする区域（別図のとおり）
足立区新田一丁目十五番三地内

案内図

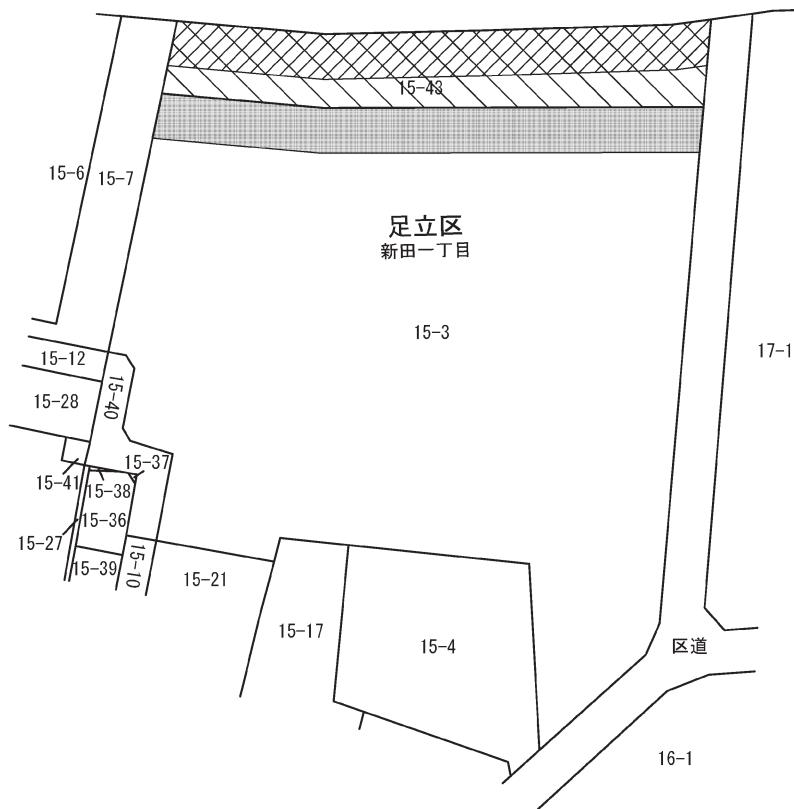
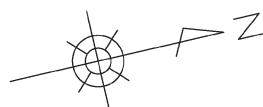


足立区新田一丁目地内

別図



隅田川



発行 東京
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
○三(五三三二)一一一二(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。) 二〇〇円
印刷所 勝美印刷
電話 東京都文京区白山二丁目十三番七号
○三(三八一)二五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

